

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年10月19日

月 曜 日

第 3971 号

目 次

告 示

○堤防と道路との兼用工作物の管理 1

公安委員会告示

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 2

公 告

○公共測量の実施 4

○平成28年富山県准看護師試験の実施 5

告 示

富山県告示第414号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センター氷見土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 河川の名称
二級河川泉川水系泉川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
氷見市島尾1136番 2 地先から1120番 2 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 氷見市

住所 氷見市鞍川1060番地

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年10月19日から道路の存続する日まで

富山県公安委員会告示第111号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成27年10月21日から施行する。

平成27年10月19日

富山県公安委員会

委員長 綿 貫 勝 介

別表第1 (1)通行禁止

富山市の項第 133号を次のように改める。

133	一般国道 415号 市道高島下 飯野線	富山市下飯野14先 下飯野（北）交差点から 同 中田二丁目8-3先 中田交差点まで	1,550	終日	大型貨物 等	
-----	------------------------------	--	-------	----	-----------	--

別表第1 (3)一方通行

射水市の項第40号の次に次の2号を加える。

41	射水市戸破 669-1 先から同市戸破 639 有限会社前田石材工業先までに至る県道小杉婦中線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	360	終日	自動車・原付	
42	射水市戸破 632 株式会社カナシヨク先から同市戸破 666-1 先までに至る県道小杉婦中線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	360	終日	自動車・原付	

高岡市の項第 180 号を次のように改める。

180	高岡市新横町 1 ホテルニューオータニ高岡横から同市御旅屋町 68 ニューたてやまビル横までに至る市道新横町大手町 1 号線は、同順路の進行方向の一方通行とする。	65	終日	車両（軽車両を除く）	
-----	---	----	----	------------	--

別表第 3 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止

富山市の項第 28 号を次のように改める。

28	一般国道 415 号	富山市中田二丁目 10-20 先 信号交差点から 同 針原中町 1026 先 信号交差点まで	2,430	終日		
----	------------	---	-------	----	--	--

別表第 4 (1) 普通自転車の歩道通行可

富山市の項第 61、62、63 号を次のように改める。

61	一般国道 415 号	富山市高島町二丁目 11-45 富山北警察署前から 同 森四丁目 4-735 先 森四丁目交差点まで	両側	500	終日	
62	一般国道 415 号	富山市森四丁目 4-735 先 森四丁目交差点から 同 森四丁目 9-1 富山北郵便局前まで	片側	210	終日	
63	一般国道 415 号	富山市森四丁目 9-1 富山北郵便局前から 同 中田一丁目 6-10 先 中田交差点まで	両側	765	終日	

富山市の項第 93 号の次に次の 1 号を加える。

94	県道千原崎東富山停車場線	富山市住友町 22-21 先 岩瀬スポーツ公園前交差点 から 同 中田三丁目 3-7 先 東富山駅前交差点まで	両側	455	終日	
----	--------------	---	----	-----	----	--

別表第 5 最高速度

富山市の項第 161、572 号を次のように改める。

161	一般国道 415号	富山市中田二丁目8-3先 中田交差点から 同 下飯野1-1先 道正橋まで	900	終日	30	
572	一般国道 415号	富山市中田二丁目8-3先 中田交差点から 同 四方荒屋2600先 四方荒屋交差点まで	4,000	終日	50	

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（同時調整計算、数値図化）

2 作業期間

平成27年9月18日から平成28年3月25日まで

3 作業地域

常願寺川直轄管理区間

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間
平成27年9月29日から平成28年2月19日まで
- 3 作業地域
下新川郡朝日町境地先～黒部市片貝川河口までの沿岸域

平成28年富山県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成28年富山県准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成27年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 試験日
平成28年2月15日（月）
- 2 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 3 試験時間
午後1時から午後3時30分まで
- 4 試験場所
富山市新総曲輪2番21号
富山県農協会館8階ホール
- 5 受験手続
(1) 受験願書の受付期間
平成27年12月7日（月）から同月11日（金）まで
なお、郵送による場合は、平成27年12月11日（金）までの消印のあるものに

限り受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部医務課

6 その他

詳細については、富山県厚生部医務課保健看護係（電話076-444-3220）に問い合わせること。